

裁 決 書

審査請求人の住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

審査請求人代理人の住所及び氏名

[REDACTED]
[REDACTED]

処分庁

倉敷市倉敷社会福祉事務所長

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成25年6月19日付けで提起された、上記処分庁（以下「処分庁」という。）が同月6日付けで請求人に対して行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分を取り消す。

理 由

第1 本件審査請求の趣旨及び理由

請求人は、平成25年5月9日に[REDACTED]に入所してからは請求人の夫（以下「夫」という。）とは別居しており、かつ、夫婦別々に成年後見人が付いて生計も別であることから夫婦は別世帯である。しかし、処分庁は、夫婦を同一世帯であると見なし、夫婦が別世帯であることを主張する上記審査請求人代理人（以下「請求人代理人」という。）が、夫の資産及び収入の状況調査に関する同意書（以下「同意書」という。）の提出を拒んだことを理由に保護の申請を却下した。よって、本件処分は違法又は不当であるので、その取消しを求めるものと解し、以下そのように取り扱う。

第2 処分庁の弁明

夫婦は原則同一世帯であり、請求人と夫は別居してはいるものの、生計関係が全く途絶え、住居への帰来の見込みが全くないとはいえないため、処分庁はこれを同一世帯と見なし、所要の調査を行うため、請求人代理人に対し、同意書の提出を求めた。しかし、請求人代理人が、当該夫婦は別世帯であるとの主張から、当該同意書の提出を拒否したため、処分庁は法第29条の規定による夫の資産及び収入の状況調査を適切に行うことができなかった。これは、請求人が資産能力の活用を怠り又は忌避していることに他ならず、保護の要件を欠くものとして申請を却下した本件処分には問題がないことから、本件審査請求の棄却を求める。

第3 当庁の認定事実

- 1 請求人と夫は、平成25年2月20日までは夫婦で[REDACTED]において生活しており、その後、夫婦一緒に同月21日に[REDACTED]、同月23日に[REDACTED]、同年3月1日に[REDACTED]に入院又は入所を行い、同年4月30日に夫が[REDACTED]に入院するまで居所を一にしていたこと。
- 2 夫が平成25年4月30日から[REDACTED]に入院し、請求人も同年5月9日に[REDACTED]に入所したことで、現在、夫婦は離れて生活しており、またその資産については、同日から請求人代理人が夫婦それぞれの成年後見人として管理していること。

- 3 請求人代理人は、平成25年5月9日に請求人が[REDACTED]に入所したことにより夫婦は別世帯となったと判断し、請求人単身での生活保護の申請を処分庁に対して行ったこと。
- 4 処分庁は、3の申請に対して、請求人と夫が同一世帯であるとの判断から、請求人代理人に対し、同意書の提出を求めたが、請求人代理人は夫婦は別世帯であるとの主張により提出を拒否したこと。
- 5 処分庁は、同意書が得られぬまま、夫の資産について金融機関等に法第29条の規定に基づく調査を行ったが、同意書がないことを理由にいくつかの金融機関等からは調査回答が得られず、資産活用の要件を満たしているかどうかを判断することができなかったため、資産能力の活用を怠り又は忌避しているの見なし、法第4条の保護の要件を欠くとして3の申請を却下したこと。

第4 当庁の判断

法第10条において、「保護は、世帯を単位としてその要否及び程度を定めるものとする。但し、これによりがたいときは、個人を単位として定めることができる。」として、保護の世帯単位の原則を定めている。

そして、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日付け、厚生省発社第123号厚生事務次官通知）第1によると、世帯の認定に当たっては、「同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として、同一世帯員として認定すること。なお、居住を一にしていなくても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様とすること。」とされており、同一居住、同一生計の者を原則として同一世帯としながらも、同一居住が必ずしも同一世帯の要件ではないこととしている。

特に夫婦は、民法（明治29年法律第89号）第752条で「夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならない。」と規定され、生活保持義務関係にあることから、生活保護問答集について（平成21年3月31日付け、厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「別冊問答集」という。）第1編第1問1-1において、夫婦は原則として同一世帯に属していると判断され、夫婦であっても別世帯と判断されるべき場合としては、一方が配偶者以外の者と同居し、配偶者と別居している期間が相当長期にわたっている場合等夫婦関係の解体が明白である場合とされている。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日付け、社発第246号厚生省社会局長通知）第1の2（8）においては、「救護施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム若しくは介護老人福祉施設、障害者支援施設又は児童福祉施設（障害児入所施設に限る。）の入所者（中略）と出身世帯員とを同一世帯として認定することが適当でない場合（保護を受けることとなる者とその者に対し生活保持義務関係にある者とが分離されることとなる場合については、世帯分離を行わないとすれば、その世帯が要保護世帯となるとときに限る。）」には、同一世帯に属していると認定されるものでも、世帯分離して差し支えないこととされており、これは、当該施設に入所したことのみをもって、直ちに、別世帯となるものではないことを示している。

同時に、別冊問答集第1編第1問1-35においては、世帯分離の認定とは別に「施設入所者と出身世帯との生計関係が全く途絶え、帰来の見込みも全くないような場合には、別世帯と認定されることもある。」とし、別世帯として認定できる可能性のある場合が例示されている。

以上の点を踏まえ、本件について考察すると、請求人は[REDACTED]に入所しており、夫とは別居の状態にあり、請求人の要介護度が高いことから、将来的にも帰来の見込みは低いものと考えられるが、生計については夫婦それぞれの成年後見人として同一人物が選任され、夫婦の財産を管理していることから、明らかに生計関係が全く途絶えているとまでは言い難い。また、施設入所者については、同一世帯として認定した上で、自立助長のために世帯を分離する取扱いも認められていることから、世帯についての処分庁の判断が明らかに妥当性を欠いているとまではいえない。

一方、処分庁は、同意書の提出を請求人代理人が拒んだことにより、金融機関等から調査回答が得られず、法第29条の規定による世帯の資産及び収入の状況調査を適切に行うことができなかったとしているが、本件審査請求において請求人代理人は、夫の債権債務の状況（財産調査）に協力しないとは言っていない旨を主張している。

さらに、そもそも成年後見人は、被後見人の財産を把握し管理する立場であることから、請求人代理人は処分庁において資産及び収入の状況調査を行うべき対象であるといえる。

したがって、金融機関等への照会のみで、こうした調査を実施しなかった処分庁の調査は不十分といわざるを得ず、この点において、本件処分は違法又は不当である。

以上のとおり、本件審査請求については理由があるので、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第40条第3項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成25年8月30日

岡山県知事

伊原木 隆 太

